

(参考)

1 家事事件手続法（民法等の一部を改正する法律（令和元年法律第34号）による改正後のもの）

（特別養子縁組の成立の審判事件）

第164条（略）

2 養子となるべき者は、特別養子適格の確認（養子となるべき者について民法第817条の6に定める要件があること及び同法第817条の7に規定する父母による養子となる者の監護が著しく困難又は不相当であることその他特別の事情がある場合に該当することについての確認をいう。以下この条及び次条において同じ。）の審判（申立人の同条第1項の規定による申立てによりされたものに限る。）を受けた者又は児童相談所長の申立てによる特別養子適格の確認の審判（特別養子縁組の成立の申立ての日の6箇月前の日以後に確定したのものに限る。）を受けた者でなければならない。

3～6（略）

7 特別養子適格の確認の審判（児童相談所長の申立てによる特別養子適格の確認の審判を含む。以下この項において同じ。）は、特別養子縁組の成立の審判事件の係属する裁判所を拘束する。この場合において、特別養子適格の確認の審判は、特別養子縁組の成立の審判事件との関係においては、特別養子縁組の成立の審判をする時においてしたものとみなす。

8～10（略）

11 家庭裁判所は、第2項の規定にかかわらず、特別養子縁組の成立の審判を、特別養子適格の確認の審判と同時に行うことができる。この場合においては、特別養子縁組の成立の審判は、特別養子適格の確認の審判が確定するまでは、確定しないものとする。

12 家庭裁判所は、前項前段の場合において、特別養子適格の確認の審判を取り消す裁判が確定したときは、職権で、特別養子縁組の成立の審判を取り消さなければならない。

13～15（略）

（特別養子適格の確認の審判事件）

第164条の2 家庭裁判所は、養親となるべき者の申立てにより、その者と養子となるべき者との間における縁組について、特別養子適格の確認の審判をすることができる。ただし、養子となるべき者の出生の日から2箇月を経過する日まで及び養子となるべき者が18歳に達した日以後は、この限りでない。

2 特別養子適格の確認の審判事件は、養親となるべき者の住所地を管轄する家庭裁判所の管轄に属する。

3 特別養子適格の確認の申立ては、特別養子縁組の成立の申立てと同時にしなければならない。

4～6（略）

7 家庭裁判所は、特別養子縁組の成立の申立てを却下する審判が確定したとき、又は特別養子縁組の成立の申立てが取り下げられたときは、当該申立てをした者の申立てに係

る特別養子適格の確認の申立てを却下しなければならない。

8～13 (略)

- 14 特別養子縁組の成立の申立てを却下する審判が確定したとき、又は特別養子縁組の成立の申立てが取り下げられたときは、当該申立てをした者の申立てによる特別養子適格の確認の審判は、その効力を失う。

別表第一 (略)

項	事項	根拠となる法律の規定
128の3	児童相談所長の申立てによる特別養子適格の確認	児童福祉法第33条の6の2第1項

2 児童福祉法（民法等の一部を改正する法律（令和元年法律第34号）による改正後のもの）

第33条の6の2 児童相談所長は、児童について、家庭裁判所に対し、養親としての適格性を有する者との間における特別養子縁組について、家事事件手続法（平成23年法律第52号）第164条第2項に規定する特別養子適格の確認を請求することができる。

2 (略)

3 家事事件手続規則

（特別養子縁組の成立の審判の申立書の記載事項等・法第164条）

第93条 特別養子縁組の成立の審判の申立書には、次に掲げる事項を記載しなければならない。

一 養子となるべき者の父母の同意の有無及びその同意がないときは民法第817条の6ただし書に規定する場合に該当することを示す事情

二 養親となるべき者による養子となるべき者の監護の開始の年月日、開始の経緯及び開始後の状況

三 児童相談所又は養子縁組をあっせんする事業を行う者（以下この号及び第3項において「児童相談所等」という。）のあっせんの有無並びにそのあっせんが行われたときは当該児童相談所等の氏名又は名称及び住所

2 特別養子縁組の成立の審判が確定したときは、裁判所書記官は、遅滞なく、養親の本籍地の戸籍事務を管掌する者に対し、その旨を通知しなければならない。

3 特別養子縁組の成立の申立てについての審判が確定したときは、裁判所書記官は、遅滞なく、当該特別養子縁組のあっせんを行った児童相談所等及び当該特別養子縁組について家庭裁判所からの嘱託に応じて調査を行った児童相談所に対し、その旨を通知しなければならない。

以上